

市民体育館基本設計について

古賀市スポーツ推進審議会
(市民体育館基本設計専門部会)

令和7年6月26日

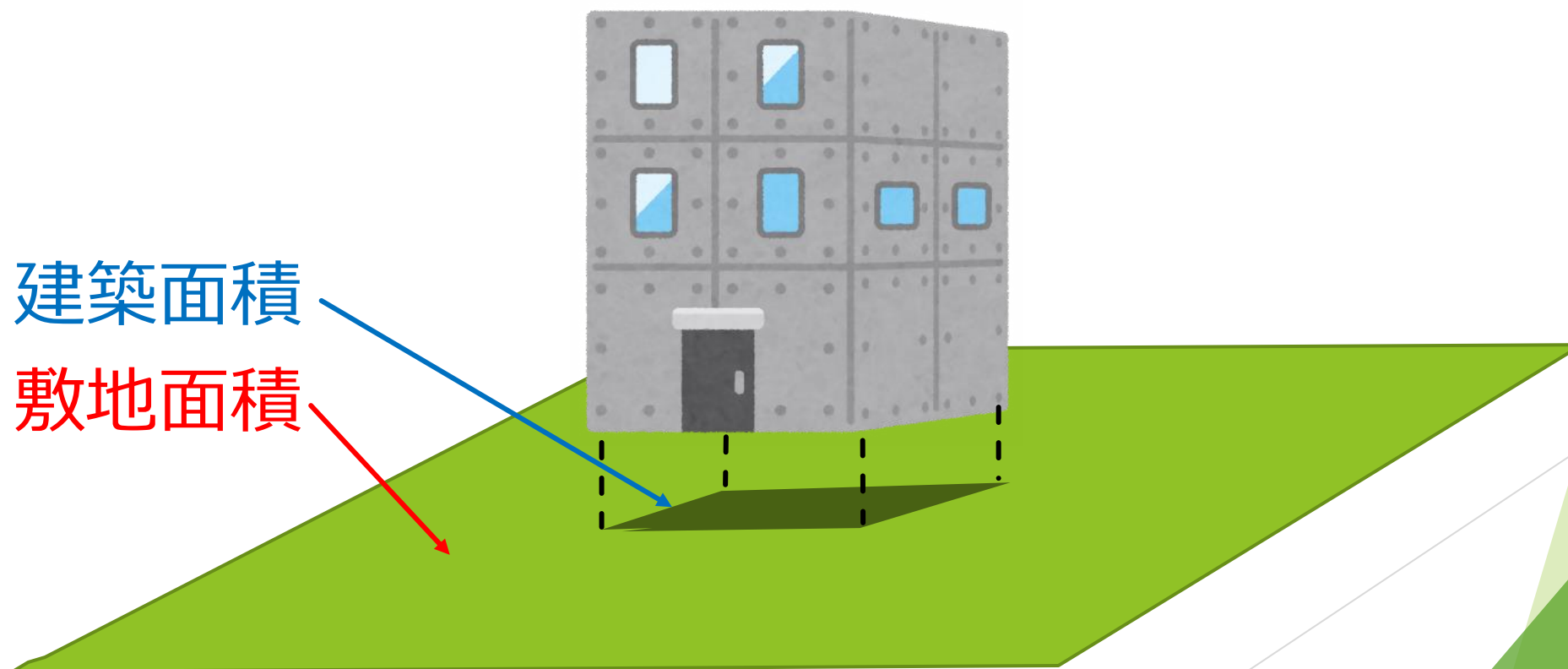
1. 市民体育館の敷地面積
2. その他自治体の体育館の具体例
3. 市民体育館の機能設備
4. 次回審議会

1. 市民体育館の敷地面積

建蔽率 = **2%** (都市公園法第4条)

一の都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、百分の二を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合を超えてはならない。ただし、動物園を設ける場合、その他政令で定める特別の場合においては、政令で定める範囲を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める範囲内でこれを超えることができる。

$$\text{建蔽率 (\%)} = \frac{\text{建築面積}}{\text{敷地面積}} \times 100$$



千鳥ヶ池公園の場合

$$\frac{\text{建築面積}}{\text{敷地面積 (98,000 m}^2\text{)}} = 2\%$$

上記計算式より

1,960 m²

※しかし公園内の全ての建築物面積
を含んでの2%である

【千鳥ヶ池公園 屋外屋根付き構造物 面積一覧】

No.	名 称	長辺m	短辺m	面積㎡
1	テニスコート裏休憩所	5.3	3.0	15.9
2	管理棟横駐車スペース	10.8	2.7	29.2
3	管理棟玄関前	11.0	2.3	25.3
4	園路内休憩所その1	5.0	3.0	15.0
5	園路内休憩所その2	5.0	3.0	15.0
6	野球場ベース裏休憩所	10.0	3.0	30.0
7	多目的広場横トイレ	5.5	3.0	16.5
8	野球場3塁側裏休憩所その1	5.0	3.0	15.0
9	野球場3塁側裏休憩所その2	5.0	3.0	15.0
10	テニスコート内休憩所大	7.8	2.0	15.6
11	テニスコート内休憩所小	5.0	2.0	10.0
12	テニスコート内休憩所その1	5.4	2.0	10.8
13	テニスコート内休憩所その2	5.4	2.0	10.8
14	テニスコート内休憩所その3	5.4	2.0	10.8
15	野球場3塁側ベンチ	6.7	3.4	22.8
16	野球場1塁側ベンチ	6.7	3.4	22.8
17	見晴らしの丘東屋	5.4	5.4	29.2
18	用具倉庫	1.9	2.7	5.1
19	倉庫①	2.4	2.6	6.2
20	倉庫②	0.9	1.3	1.2
21	公園管理センター管理棟	22.0	10.8	237.6
	合計			559.7



1, 960 m² (公園内建築可能最大面積)

—

560 m² (公園内既存建築面積)

=

1, 400 m² (新体育館面積)

【参考】 1, 243 m² (現在の市民体育館面積)

古賀市都市公園法に基づく都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例

(公園施設の建築面積の基準の特例)

第5条 法第4条第1項本文の条例で定める範囲は、次の各号に掲げる建築物について、当該各号に定めるものとする。

(1) 令第6条1項第1号に規定する建築物

当該都市公園の敷地面積の100分の10

= **10%**

都市公園法施行令

（公園施設の建築面積の基準の特例が認められる特別の場合等）

第6条 法第4条第1項ただし書の政令で定める特別の場合は、次に掲げる場合とする。

- 1 同条第4項に規定する運動施設・・・
を設ける場合

都市公園法施行令（第5条第4項1号）

野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、、、、リハビリテーション用運動施設**その他これらに類するもの**、、、、

※体育館はその他これらに類するものに該当する。

千鳥ヶ池公園の場合

$$\frac{\text{建築面積}}{\text{敷地面積 (98,000m}^2\text{)}} = 10\%$$

上記計算式より

9,800m²

9,800m² (公園内建築可能最大面積) —
560m² (公園内既存建築面積)
= 9,240m²



再整備計画案の体育館面積
≒ 1, 200㎡

多目的グラウンド面積
≒ 10, 000㎡

市民体育館建築最大面積
は9, 240㎡であり、
法令上は多目的グラウンド内を全て体育館として
建築可能であるが、芝生
広場、エントランス広場、
駐車場との整合を図らな
ければならない。

2. 他自治体の体育館の具体例

芝生広場、エントランス広場、駐車場との整合を図りながら、具体的な事例を参考に新しい市民体育館に必要な機能設備を検討する。

その他自治体の体育館の具体例

【別紙 2】 参照

3. 市民体育館の機能設備

1. 市民体育館の敷地面積、2. その他自治体の体育館の具体例を参考に、新しい市民体育館に必要な機能設備を審議する。

審議例：〇〇m²程度のアリーナが必要
アリーナには空調設備が必要
多目的トイレが〇箇所必要
観客席は〇席程度必要
体育館敷地面積は〇m²程度必要

今後、市公式LINEを媒体とした市民アンケート、現市民体育館にご意見箱の設置、市民自由参加型のワークショップを実施予定。市民体育館基本設計における意見として聴取する。

- 市民アンケート : 7月実施予定
- ワークショップ : 9月実施予定

4. 次回審議会

本日審議した機能設備や課題について、再度審議を行う。